不動産売買契約書の写し請求書

株式会社ゴールドクレスト 御中

年 月 日	
-------	--

私は以下の注意事項を確認・了承の上、御社が保有する私所有の以下記載不動産の不動産売買契約書の写しを請求いたします。

【請求するマンション名等】※太枠内は必ずご記入願います。

マンション名	
部 屋 番 号	号室
所在地(住所)	

【所有者等】※共有者がいる場合、共有者各人のご署名・捺印・本人確認書類が必要です。

所 有 者	現 住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
	メールアト゛レス	
	本人確認書類	□ 運転免許証(表裏)・在留カード(表裏)・マイナンバーカード(表)の写し □ 印鑑証明書 □ 住民票 □ 戸籍の附票 □ その他()
所 有 者 ② (共有者)	現 住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
	本人確認書類	□ 運転免許証 (表裏)・在留カード (表裏)・マイナンバーカード (表) の写し □ 印鑑証明書 □ 住民票 □ 戸籍の附票 □ その他 ()
所 有 者 ③ (共有者)	現 住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
	本人確認書類	□ 運転免許証(表裏)・在留カード(表裏)・マイナンバーカード(表)の写し □ 印鑑証明書 □ 住民票 □ 戸籍の附票 □ その他()
代 理 人 ※代理による請求 の場合のみ記載	現 住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
	メールアト゛レス	
	本人確認書類	□ 運転免許証(表裏)・在留カード(表裏)・マイナンバーカード(表)の写し □ 印鑑証明書 □ 住民票 □ 戸籍の附票 □ その他()

代代理場の 類 (請求を委 人の欄 合上、 所 所 万有者のなく の 印を捺印ください 印欄 はを は不要です。は代理人がご 人がご記入くださ 途委任状等の 書 類 を

- 1不動産売買契約書の写し請求(以下、写し請求)は、弊社が保管する個人情報について新築分譲時の契約者からの依頼によって開示する個人情報開示請求扱いとなりま す。請求にあたり弊社指定の不動産売買契約書の写し請求書、及び新築分譲時の契約者の公的な本人確認書類(以下、必要書類)の提出が必要となります。
- 2.新葉分譲時の契約者には共有者も含まれます。(併せて以下、依頼者) 3.新築分壌時の契約者が死亡の場合、相続登記を完了した相続人に限り依頼者となりえます。
- る・私が表現の人間もなった。 は、新築分譲時の契約者が請求物件の最初の所有者として登記された住所・氏名と一致する本人確認書類(公的証明書)を送付ください。 上記「2.」に記載の通り、共有者がいる場合は、共有者全員の本人確認書類(公的証明書)も同封ください。 依頼者が相続人の場合は、相続登記された住所・氏名と一致する本人確認書類(公的証明書)を送付ください。

- 5.弊社から依頼者への不動産売買契約書の写し送付先は、依頼者の本人確認書類(公的証明書)記載の住所となります。
- 尚、代理人による請求の場合は、代理人の本人確認書類(公的証明書)記載住所への送付となります。 6弊社に提出頂く必要書類等は、必す簡易書留にて送付ください。
- ターネットメールによる送付はできません。
- 8.以下に定める場合は不動産売買契約書の写し請求には応じることができません。
- (1)ご請求いただいた不動産売買契約書が、弊社に保管されていない場合。 2)依頼者のお住まいが日本国外となる場合。(国内に代理人をたてれば請求可)
- 3)弊社からの書類送付先が日本国外となる場合。
- 4)電話・ファックス・インターネットメール経由でご請求された場合。(弊社にて必要書類等の受領を以て正式請求と致します)

- (キ)座語・ファックス・インターネッドメール転出でと請求された場合。(発行にて必要音級等の受視を以て正式請求と致した (5)必要書類等に不足がある場合。 (6)依頼者の住所・氏名と、請求物件の最初の所有者として登記された住所・氏名との一致を確認できない場合。 (7)共有者がいる場合で、請求書に共有者のご署名捺印がない場合もしくは、共有者の本人確認書類(公的証明書)が無い場合。
- 8)相続人による請求に際して相続登記未完了の場合。 9)代理人による請求に際して代理権が確認できない場合。
- (10)生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- (11)弊社の適正な業務遂行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。
- (12)法令に違反する場合。 (13)弊社がご請求に応じる事ができないと判断した場合。
- 9.不動産売買契約書の写し請求に係る費用(郵送料、証明書等取得費用等)は全て<mark>依頼者のご負担となります。</mark> 10.弊社が必要書類を受領後、上記「8. (1)弊社に保管されていない場合」を除く、各号のいずれかの事由により当該請求に応じることができない場合、提出いただい た必要書類は返却できません。また、請求に要した費用等の補償はできません。
- 11.お手続き完了後に於いても提出いただいた必要書類等は返却できません。
- 12.依頼者・代理人への請求文書の送付には、必要書類等を受領後、10.日程度の日数を要する場合があります。予めご了承ください。 13.ご請求内容の確認等のため、依頼者・代理人へ弊社から電話にてご連絡させていただく場合があります。



不動産売買契約書の写し請求書

株式会社ゴールドクレスト 御中 ●本書の記入日

○○○○年 ○○月○○日

私は以下の注意事項を確認・了承の上、御社が保有する私所有の以下記載不動産の不動産売買契約書の写しを請求いたします。

【請求するマンション名等】※太枠内は必ずご記入願います。

マンション名	グレストフォルム 〇〇〇〇]					
部 屋 番 号	○○○ 号室						
所在地(住所)	神奈川県横浜市○○区○○町□□ ○○○号室	1					
所有者等】※共有者がいる場合、共有者各人のご署名 ■ 電話番号は、日中ご連絡がつく番号で固定・携帯どちらでも可です。							
所 有 者	現 住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	(こ用書					
	氏 名 大手町 太郎◆一	(代理人の に関する。 に関する。 に関する。 に関する。					
	電 話 番 号 000-000-0000 (自宅)、000-000-00 00 (携帯)	人合上求					
	メールアト*レス 0000000 @ 000000.00 ※ 同一の印鑑は不可	です。					
	本人確認書類 ダ連転免許証 (表裏)・在留カード (表裏)・マイナンバ ※ 法人の場合は実印 □ 印鑑証明書 □ 住民票 □ 戸籍の附票 □ その他 (ア	を押印してください。 					
所有者②(共有者)	現 住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	■ る 場 が 関 は 不 要で と さ さ さ き に に で さ さ に に に に に に に に に に に に に					
	氏 名 大手町 花子◆━ (貨)	く不代合					
	電 話 番 号 000-000-0000 (自宅)、000-0000-0000 (携帯)	一くで人別していますが流					
	本人確認書類 ダ連転免許証(表裏)・在型カード(表裏)・マイナンバーカード(表)の写し □ 印鑑証明書 ダ住民票 □ 戸籍の附票 □ その他()	こい)					
所有者③(共有者)	現 住 所 ● 必ず自筆にてご署名ください。	入火					
	氏 名任所は現在お住まいの住所をご記入ください。	だのき書					
	電話番号 印鑑は認印で構いません。 ※ 共有者がいる場合は、共有者全員の署名捺印が必	い類					
	本人確認書類 □ 運転免許証(表裏 □ 戸籍の附票 □ その他()	£					
代 理 人 ※代理による請求 の場合のみ記載	現住所						
	氏 名						
	● 代理による請求の場合、 上部所有者の欄と代理人の欄を、代理人がご記入くた	きさい。					
	メールアト・レス (所有者の印は不要です)						
	本人確認書類 □ 運転免許証(表表)・仕留カート(表表)・マイナンハーカート(表)の与し ロ の の の の の の の の の の の の の の の の の の						

- 1不動産売買契約書の写し請求(以下、写し請求)は、弊社が保管する個人情報について新築分譲時の契約者からの依頼によって開示する個人情報開示請求扱いとなりま す。請求にあたり弊社指定の不動産売買契約書の写し請求書、及び新築分譲時の契約者の公的な本人確認書類(以下、必要書類)の提出が必要となります。
- 2.新葉分譲時の契約者には共有者も含まれます。(併せて以下、依頼者) 3.新築分壌時の契約者が死亡の場合、相続登記を完了した相続人に限り依頼者となりえます。
- る・私が表現の人間もなった。 は、新築分譲時の契約者が請求物件の最初の所有者として登記された住所・氏名と一致する本人確認書類(公的証明書)を送付ください。 上記「2.」に記載の通り、共有者がいる場合は、共有者全員の本人確認書類(公的証明書)も同封ください。 依頼者が相続人の場合は、相続登記された住所・氏名と一致する本人確認書類(公的証明書)を送付ください。
- 5.弊社から依頼者への不動産売買契約書の写し送付先は、依頼者の本人確認書類(公的証明書)記載の住所となります。
- 尚、代理人による請求の場合は、代理人の本人確認書類(公的証明書)記載住所への送付となります。 6弊社に提出頂く必要書類等は、必す簡易書留にて送付ください。
- ターネットメールによる送付はできません。
- 8.以下に定める場合は不動産売買契約書の写し請求には応じることができません。
- (1)ご請求いただいた不動産売買契約書が、弊社に保管されていない場合。 2)依頼者のお住まいが日本国外となる場合。(国内に代理人をたてれば請求可)
- 3)弊社からの書類送付先が日本国外となる場合。
- (4)電話・ファックス・インターネットメール経由<mark>でご請求</mark>された場合。(弊社にて必要書類等の受領を以て正式請求と致します)

- 、4) 座書 類等に不足がある場合。 (6) 依頼者の住所・氏名と、請求物件の最初の所有者として登記された住所・氏名との一致を確認できない場合。 (7) 共有者がいる場合で、請求書に共有者のご署名捺印がない場合もしくは、共有者の本人確認書類(公的証明書)が無い場合。
- 8)相続人による請求に際して相続登記未完了の場合。 9)代理人による請求に際して代理権が確認できない場合。
- (10)生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- (11)弊社の適正な業務遂行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。
- (12)法令に違反する場合。 (13)弊社がご請求に応じる事ができないと判断した場合。
- 9.不動産売買契約書の写し請求に係る費用(郵送料、証明書等取得費用等)は全て<mark>依頼者のご負担となります。</mark> 10.弊社が必要書類を受領後、上記「8. (1)弊社に保管されていない場合」を除く、各号のいずれかの事由により当該請求に応じることができない場合、提出いただい た必要書類は返却できません。また、請求に要した費用等の補償はできません。
- 11.お手続き完了後に於いても提出いただいた必要書類等は返却できません。
- 12.依頼者・代理人への請求文書の送付には、必要書類等を受領後、10.日程度の日数を要する場合があります。予めご了承ください。 13.ご請求内容の確認等のため、依頼者・代理人へ弊社から電話にてご連絡させていただく場合があります。